

避雷装置に関する告示の改正について
(避雷装置の位置、型式、構造、材質等)

平成27年3月4日
商務流通保安G
鉦山・火薬類監理官付

1. 背景

火薬類を取り扱う危険工室や火薬庫については避雷装置を設ける必要があり、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。）第30条の規定により、告示（昭和31年通商産業省告示第228号。以下、「告示」という。）において、その位置、型式、構造、材質等に関する基準が定められている。

2. 改正の必要性

本告示は、昭和31年に制定され、当時の日本工業規格A4201（1962）での避雷装置に関する規格を書き下す形でその内容が定められている。その後、当該規格についての見直しはされていたものの、大きな変更は生じなかったため、告示の改正が必要な状況には至らなかった。

平成15年になると、日本工業規格を国際規格に整合させる等の必要から、国際電気標準会議（IEC：International Electrotechnical Commission）におけるIEC61024-1（1990）を基に日本工業規格A4201（2003）が定められた。当該規格においては、従来規定されていた保護角法に加え、回転球体法、メッシュ法といった、受電部における新たな配置方法の考え方が取り入れられた。当該規格の制定を受け、最新のJIS規格の基準を火薬類取締法に係る避雷装置に関する基準に取り入れるべく検討がなされ、平成21年2月に、当時の総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会火薬部会特則検討小委員会において、避雷装置については日本工業規格A4201（2003）の基準が告示に追加されるまでの間、当該JIS規格を遵守した避雷装置については特則承認申請があれば認めることは差し支えない旨の確認がなされた。

上記確認後、これまでの間において、当該JIS規格を遵守した避雷装置に関する特則承認が複数承認されていることから、事業者等における手続きの簡素化、短縮、負担軽減の観点から、今回、関係告示の改正を行うものである。

3. 改正の具体的内容

現行の告示において、避雷装置の位置、型式、構造、材質等が、日本工業規格A4201(2003)「建築物等の雷保護」に規定する外部雷保護システムに適合する場合を認めることとする。

なお、平成21年2月に開催された総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会火薬部会煙火保安小委員会・産業火薬保安小委員会合同小委員会において、火薬類の施設においては保護レベルⅡ以上を適用すべきとのご意見や、同規格解説において、火薬等の危険物に関してはレベルⅡを最低基準とする旨の記載があることを鑑み、本告示に規定する外部雷保護システムへの適合は保護レベルⅡ以上とする。

4. 今後のスケジュール

- 3月下旬～4月上旬 パブリックコメント
- 4月下旬 告示改正